

## 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

# 役員 の 報 酬 等 及 び 費 用 規 程

### (目的及び意義)

**第1条** この規程は、公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会（以下「本協会」という。）定款第30条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本協会を主たる勤務先とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは、明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

**第3条** 本協会は、常勤役員及び非常勤役員のうち会長又は専務理事の職にある者に対して、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 前項の報酬は、月額で支給するものとする。
- 3 役員には、退職手当は支給しない。

### (報酬等の額の決定)

**第4条** 本協会の常勤役員等に対する年間報酬総額は、別表第1「役員報酬の上限額」に定める金額の範囲内とし、会長は、その総額の範囲内で対象役員等に対し配分するものとする。

### (報酬の支給日)

**第5条** 報酬は、毎月16日に支払うものとする。ただし、この日が日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下、この条において「祝日法による休日」という。）に当たるときは17日（この日が祝日法による休日に当たるときは14日）、土曜日に当たるときは15日）とする。

### (報酬等の支給方法)

**第6条** 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を差引いた額を支給する。

### (通勤費)

**第7条** 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

- 2 通勤経路については、効率的、経済的方法によるものとする。
- 3 電車による定期券を購入する場合の支給額は、原則として3か月定期券代金を基準とする。

**(費用)**

**第8条** 本協会は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

**(公表)**

**第9条** 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

**(改廃)**

**第10条** この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

**(補則)**

**第11条** この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成25年5月1日（公益認定を受け移行の登記をした日）から施行する。

別表1

公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会

## 役員報酬の上限額

役員報酬等及び費用に関する規程第4条の規定に基づき、非常勤役員の会長及び常勤役員  
の報酬上限額は次のとおりとする。

役員区分	報酬の上限額
会長（非常勤役員）	年 額 1, 200, 000円以内
常勤役員（理 事）	年 額 5, 000, 000円以内